

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、紀北広域連合会計規則（平成22年4月1日規則第4号）第78条の規定により公告します。

令和 7年 4月 10日（木）

紀北広域連合長 尾上 壽一

1 入札に付する工事概要

- (1) 工事名 介護保険センター空調設備取替工事
(2) 工事場所 北牟婁郡紀北町船津 地内
(3) 工事概要 ビルマルチ空調設備取替（室外機1組、室内機8組）
- | | | |
|-----|--------------------------|--|
| 室外機 | 冷房能力50.0Kw
暖房能力56.0Kw | |
|-----|--------------------------|--|

(室内機) 事務室1 相談室	天井カセット4方向 冷房能力9.0Kw 暖房能力10.0Kw	×3組
-------------------	--------------------------------------	-----

玄関 ホール	天井カセット4方向 冷房能力8.0Kw 暖房能力9.0Kw	×1組
-----------	-------------------------------------	-----

事務室2 連合長室	天井カセット4方向 冷房能力7.1Kw 暖房能力8.0Kw	×3組
--------------	-------------------------------------	-----

資料室	天井カセット4方向 冷房能力4.5Kw 暖房能力5.0Kw	×1組
-----	-------------------------------------	-----

- (4) 工期 60日間
(5) 予定価格 7,436,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
(6) 最低制限価格 有

◆今回の工事におけるP（最低制限価格）は下記計算式により設定いたします。

$$P = \{ \text{機器単体費} \times 0.955 + \text{直接工事費} \times 1.00 + \text{共通仮設費} \times 1.00 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.75 \} \times 1.10$$

上記の「計算式」により出された金額が予定価格の7.5/10を下回る時は7.5/10とする。
最低制限価格算出の際の端数処理については、P/1.10値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/1.10の7.5/10を下回る場合は、7.5/10以上となるようにP/1.10値の万円未満を切り上げるものとする。

2 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告日から落札決定日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「電気工事」もしくは「管工事」の建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- (3) 尾鷲市入札参加資格者名簿に「管工事A」ランクで登録されている者、または紀北町建設工事発注標準で定める「電気工事AB」ランクの者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 紀北町または尾鷲市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 当該工事に配置を予定する現場代理人、主任技術者、監理技術者等が適正に確保できている者であること。
- (7) 紀北町建設工事等資格（指名）または尾鷲市建設工事停止措置要領により、資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がない場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (9) 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
本工事の設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者としてします。

- ① 本工事の設計業務の受託者
- ② 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者
 - ア ①に掲げる受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資総額の50%を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 設計図面並びに仕様書の閲覧等

設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧に供します。

なお、紀北広域連合ホームページからダウンロードしていただけます。

- (1) 閲覧期間 令和 7 年 4 月 10 日（木） から令和 7 年 4 月 24 日（木）
までの午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除きます）
- (2) 閲覧場所 紀北広域連合ホームページに掲載

4 設計図書等に対する質問の方法及び期限

- (1) 提出方法 書面により提出すること。※書面は提出場所へ持参してください。
- (2) 提出期限 令和 7 年 4 月 10 日（木） から令和 7 年 4 月 15 日（火）
- (3) 提出場所 紀北広域連合 総務課（北牟婁郡紀北町船津881番地3）

5 質問に関する回答

紀北広域連合ホームページにより、令和 7 年 4 月 16 日（水）までに回答します。

6 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争参加申請書（以下「申請書」といいます。）を提出し競争参加資格の確認を受けなければなりません。申請書は提出先に持参して下さい。

期限までに申請書を提出しない者または競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

- (1) 提出期間 令和 7 年 4 月 11 日（金） から令和 7 年 4 月 17 日（木）
までの午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除きます）
- (2) 提出場所 紀北広域連合 総務課（北牟婁郡紀北町船津881番地3）
- (3) 添付書類 ※紀北広域連合ホームページよりダウンロードしてください。
 - ① 競争参加申請書
- (4) 競争参加資格申請にかかる注意事項
 - ① 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
 - ② 提出された添付書類は、本工事の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。
 - ③ 提出された添付資料は、返却しません。
 - ④ 申請時に提出された添付資料の差し替え、再提出は認めません。
また、提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

7 競争参加資格の決定

令和 7 年 4 月 21 日（月）までに、参加資格の有無について通知します。

なお、参加資格がないと通知された者は、令和 7 年 4 月 22 日（火）までに書面により理由の説明を求めることができます。

8 入札（開札）日時

- (1) 入札（開札）日時 令和 7 年 4 月 25 日（金） 14 時 00 分
- (2) 入札（開札）場所 紀北広域連合介護保険センター 2階研修室

9 入札保証金

入札保証金は免除とする。

10 入札方法

- (1) 入札書の宛名は連合長宛とし、1件ごとに作成のうえ、入札者の氏名又は、法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。
- (2) 代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出する。なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
- ② 代理人が、入札本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の住所、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出を必要としない。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 入札執行回数は、1回とする。
- (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
- (6) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札執行時に次の書類を持参してください。
 - ① 工事内訳書（入札書に同封して提出）
 - ② 本工事に係る競争参加資格確認通知書（写し可）（提示を求める場合があります。）

11 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - ② 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ③ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - ④ 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
 - ⑤ 入札保証金の額が紀北広域連合会計規則第79条に規定する額に満たないとき。
 - ⑥ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。（入札参加者確認ができないとき。）
 - ⑦ 入札者がその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
 - ⑧ 入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
 - ⑨ その他契約担当者があらかじめ指示した事項（入札条件等）に違反したとき。
 - ⑩ 予定価格を超える金額の入札をしたとき。
 - ⑪ 入札額と工事費内訳書の金額との間に、あきらかな差異があるとき。
 - ⑫ 事前審査による参加資格の通知により参加資格を有するとされた者であっても、入札執行後の審査により参加資格を有しないことが決定したとき。

12 入札の失格

- (1) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は失格とする。
 - ① 最低制限価格を下回る金額で入札をしたとき。
 - ② その他適正な入札の執行を妨げたとき。

13 入札の辞退届

競争入札参加資格条件の確認を受けたものは、原則として、入札参加を辞退することはできないものとする。

ただし、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとする。

14 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

15 落札者の決定

- (1) 紀北広域連合会計規則第80条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじにより落札者を決定します。
- (3) 落札者を決定したときは、入札会場で開札の立ち会い者に発表します。

16 契約関係

(1) 契約の締結

落札決定後、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等（施工計画、資金計画等を含む）を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格（指名）停止を受けた場合には、契約を締結しないことがあります。

(2) 変更契約

契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(3) 支払条件

前払いの割合は契約金額の10分の4以内（契約金額が500万円以上のものに限る。）とします。

部分払いの割合及び回数は紀北広域連合会計規則（平成22年紀北広域連合規則第4号）の定めるところとします。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とします。

その他の事項は紀北広域連合会計規則に定めるところによるものとします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 火災保険付加の要否

要

(7) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

17 その他

- (1) 入札、契約等の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- (2) 本公告の他、関係法令及び紀北広域連合会計規則、建設工事発注標準等により行うものとします。

18 本公告に関する問い合わせ

〒519-3405

北牟婁郡紀北町船津881番地3

紀北広域連合 総務課総務係

TEL 0597-35-0888

FAX 0597-33-1515

e-mail kihoku1@za.ztv.ne.jp